

☆ 3病棟（医療保険適用病棟、60床）

下記の通り施設基準を届けております。

★ 療養病棟入院料2

1日に看護職員（看護師及び准看護師）が9人以上、看護補助者が9人以上勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

〈看護職員〉

日勤帯（朝8時30分から夕方5時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が12人以内

準夜帯（夕方4時30分から深夜1時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が30人以内

深夜帯（深夜0時30分から朝9時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が30人以内

〈看護補助者〉

日勤帯（朝8時30分から夕方5時00分）

看護補助者1人あたり受け持ち患者数が8人以内

夜勤帯（夕方4時30分から朝8時30分）

看護補助者1人あたり受け持ち患者数が60人以内

★ 入院ベースアップ評価料25

★ 療養病棟療養環境加算1

★ 診療録管理体制加算3

★ データ提出加算2・4のイ

★ 感染対策向上加算3

★ 連携強化加算

★ 経腸栄養管理加算

★ がん性疼痛緩和指導管理料

★ CT撮影（16列以上64列未満のマルチスライス型）

★ 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

★ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

★ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

☆ 4病棟（医療保険適用病棟、60床）

下記の通り施設基準を届けております。

★ 療養病棟入院料2

1日に看護職員（看護師及び准看護師）が9人以上、看護補助者が9人以上勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

〈看護職員〉

日勤帯（朝8時30分から夕方5時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が12人以内

準夜帯（夕方4時30分から深夜1時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が30人以内

深夜帯（深夜0時30分から朝9時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が30人以内

〈看護補助者〉

日勤帯（朝8時30分から夕方5時00分）

看護補助者1人あたり受け持ち患者数が8人以内

夜勤帯（夕方4時30分から朝8時30分）

看護補助者1人あたり受け持ち患者数が60人以内

★ 入院ベースアップ評価料25

★ 療養病棟療養環境加算1

★ 診療録管理体制加算3

★ データ提出加算2・4のイ

★ 感染対策向上加算3

★ 連携強化加算

★ 経腸栄養管理加算

★ がん性疼痛緩和指導管理料

★ CT撮影（16列以上64列未満のマルチスライス型）

★ 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

★ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

★ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

☆ 5病棟（医療保険適用病棟、60床）

下記の通り施設基準を届けております。

★ 療養病棟入院料2

1日に看護職員（看護師及び准看護師）が9人以上、看護補助者9人以上勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

〈看護職員〉

日勤帯（朝8時30分から夕方5時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が12人以内

準夜帯（夕方4時30分から深夜1時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が30人以内

深夜帯（深夜0時30分から朝9時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が30人以内

〈看護補助者〉

日勤帯（朝8時30分から夕方5時00分）

看護補助者1人あたり受け持ち患者数が8人以内

夜勤帯（夕方4時30分から朝8時30分）

看護補助者1人あたり受け持ち患者数が60人以内

★ 入院ベースアップ評価料25

★ 療養病棟療養環境加算1

★ 診療録管理体制加算3

★ データ提出加算2・4のイ

★ 感染対策向上加算3

★ 連携強化加算

★ 経腸栄養管理加算

★ がん性疼痛緩和指導管理料

★ CT撮影（16列以上64列未満のマルチスライス型）

★ 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

★ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

★ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

☆ 6病棟（医療保険適用病棟、40床）

下記の通り施設基準を届けております。

★ 療養病棟入院料2

1日に看護職員（看護師及び准看護師）が6人以上、看護補助者が6人以上勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

〈看護職員〉

日勤帯（朝8時30分から夕方5時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が10人以内
準夜帯（夕方4時30分から深夜1時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が40人以内
深夜帯（深夜0時30分から朝9時00分）

看護職員1人あたり受け持ち患者数が40人以内

〈看護補助者〉

日勤帯（朝8時30分から夕方5時00分）

看護補助者1人あたり受け持ち患者数が8人以内
夜勤帯（夕方4時30分から朝8時30分）

看護補助者1人あたり受け持ち患者数が40人以内

★ 入院ベースアップ評価料25

★ 療養病棟療養環境加算1

★ 診療録管理体制加算3

★ データ提出加算2・4のイ

★ 感染対策向上加算3

★ 連携強化加算

★ 経腸栄養管理加算

★ がん性疼痛緩和指導管理料

★ CT撮影（16列以上64列未満のマルチスライス型）

★ 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

★ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

★ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）